

令和8年度洞爺湖町応援団による洞爺湖町の魅力発信事業募集要項

1 事業の趣旨

洞爺湖町応援団員(以下、「応援団員」という。)が、洞爺湖町内での宿泊やアクティビティ利用、飲食等を通じて、洞爺湖町にしかない魅力を体験し、応援団員の役割でもある情報発信等につなげる機会を提供するとともに、体験を通じて地域が抱える課題等を身近に感じていただき、その改善に向けた意見収集等を行うことを目的とする。

また、ふるさと納税のお礼の品として(一社)洞爺湖温泉観光協会より提供されている「洞爺湖温泉感謝券」(以下、「感謝券」という。)を利用することにより、感謝券の周知を図るとともに感謝券を活用した洞爺湖町観光にかかる体験レポートを収集することを目的とする。

2 募集

(1)募集期間

- ① 令和8年6月1日(月)～6月14日(日)
- ② 令和8年6月15日(月)～7月3日(金)

(2)応募方法

以下のフォームより応募を行う。

<https://www.harp.lg.jp/qu4OGIPL>



QRコード

3 旅程

令和8年7月1日(水)～令和9年2月28日(日)のうち連続する2日

4 参加プラン

(1)カヌープラン

- ・感謝券の利用できる宿泊施設での宿泊1泊以上及びアクティビティ体験(カヌー体験必須)を1つ以上行うことを条件とする(飲食については任意とする)。

(2)乗馬プラン

- ・感謝券の利用できる宿泊施設での宿泊1泊以上及びアクティビティ体験(乗馬体験必須)を1つ以上行うことを条件とする(飲食については任意とする)。

(3)フリープラン

- ・感謝券の利用できる宿泊施設での宿泊1泊以上及びアクティビティ体験を1つ以上行うことを条件とする(飲食については任意とする)。

(4)共通

- ・感謝券 15,000 円分を支給する。
- ・洞爺湖町までの往復に要する費用や、支給する感謝券を超える費用は参加者の自己負担とする。

5 募集定員

募集定員は以下のとおりとする。募集定員または予算上限額を超える応募があった場合は、町において選考して参加者を決定するものとする。

- (1)カヌープラン 4名
- (2)乗馬プラン 4名
- (3)フリープラン 10名

6 応募条件

- ・応募時点で応援団員であること。
- ・応援団員個人の SNS アカウント(Instagram、Facebook、X(旧 Twitter))を所有し、全員に公開していること。
- ・洞爺湖町または洞爺湖町ふるさと納税の SNS アカウントをフォローしていること。
- ・町内での宿泊及びアクティビティ体験を1つ以上行うこと(カヌープランはカヌー体験を必ず含めること。乗馬プランは乗馬体験を必ず含めること)。
- ・旅行中または旅行後に利用施設あたり1回以上の SNS 発信を行うこと(ハッシュタグ「#fit_toyako」を利用)。
- ・旅行後1カ月以内に体験レポート及び体験中の写真等を提出すること。提出いただけない場合は、感謝券または感謝券相当額の返還を求める。
- ・提出いただいた体験レポートや写真等を、洞爺湖町ふるさと納税や感謝券の PR のために利用させていただくことに同意いただけること。
- ・2名以上の連名による応募は不可とする。
- ・これまで本事業に参加された方の応募は不可とする(2次募集において可とする可能性あり)。

7 応募結果の通知について

① 令和8年6月14日(日)までに応募いただいた方

令和8年6月19日(金)までにメールにて結果の通知を行います。洞爺湖温泉感謝券につきましては通知から1週間以内にレターパックプラスにてお届けします。

② 令和8年6月15日(月)～7月3日(金)までに応募いただいた方

令和8年7月17日(金)までにメールにて結果の通知を行います。洞爺湖温泉感謝券につきましては通知から1週間以内にレターパックプラスにてお届けします。

8 その他

- ・感謝券は、ふるさと納税お礼の品として提供されているものであり、ふるさと納税の地場産品基準に適合しない物品や役務との交換はできないものとする。
- ・感謝券の利用可能店舗には土産店も含まれているが、本事業の趣旨は洞爺湖町内での宿泊、飲食、体験を行っていただくことであるため、お土産購入での利用は不可とする(飲食店でテイクアウトしたものを町内で飲食することは可とするが、飲食店内で加工・製造されたものに限る)。
- ・感謝券の飲食店利用可能店舗については、令和8年9月30日までとする。それ以降は飲食店での利用はできないものとする。
- ・感謝券によるタクシー利用は町内の観光タクシーの利用のみ可とする。町外への移動や単なる町内の移動は対象外。
- ・宿泊施設への予約、予約が必要なアクティビティの予約等は参加者自身が行うこととする。予約の都合により旅程を変更する場合は、あらかじめ当町へ連絡すること。
- ・感謝券の利用は応援団員本人分のみとする(同行者の費用は自己負担とする)。
- ・当町までの旅費など感謝券の利用対象ではない経費や、支給した感謝券の価格を超える宿泊費、体験費、飲食費等については参加者の自己負担とする。
- ・当事業への参加及び体験レポートの送付をもって、洞爺湖ファンミーティング(以下、「ファンミ」という。)等参加1回分とみなし、応援団オリジナルグッズ受領条件(ファンミ等参加3回)の一部とみなす。
- ・参加決定後、参加者の都合により応募した旅程の旅行が難しくなった場合は速やかに当町へ連絡を行うこと。この場合、未使用の感謝券は当町への返還を求める。
- ・応募内容に虚偽があった場合や当募集要項の条件等に反する行為が確認された際には、感謝券の返還または感謝券相当額の返金を求める。